

「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について」に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 2 月 16 日
内閣府地方創生推進室

平成 28 年 2 月 10 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、2 月 17 日 10 時までに御回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

1. これまで本WGで議論を重ねてきた、クールジャパン分野に関わる外国人材の受入促進のための新たなスキームを早急に創設するため、2月5日に開催された国家戦略特区諮問会議や今までのWGにおいて示された具体的ニーズを踏まえ、対応策を整理し、本WGに速やかに示すこと。
2. 本日のWGにおいて指摘のあった以下の事項について対応すること。

(1) 美容分野について

厚生労働省は、2月5日開催の国家戦略特区諮問会議において総理も聴取された具体的なニーズを踏まえて、少なくとも特区において外国人材の在留が可能となるよう対応案を示すこと。

(回答)

お示しの一事例のみをもって具体的ニーズがあると判断することは必ずしも適当ではないと考える。また、受け入れる側の業界ニーズを踏まえて判断する必要があると考えるが、業界からは、受入ニーズはないと聞いている。

したがって、御提案については、こうした状況も踏まえ、かつ、入国管理政策、雇用政策に与える影響も踏まえ、関係省庁とともに十分に検討することが必要と考えている。

(2) アニメ分野について

経済産業省は、認可外学校への留学及び卒業後の就労が認められるよう法務省と協議を行い作成している実施要項の作成状況を示すこと。

(3) 料理人分野について

農林水産省は、調理学校を卒業した外国人材が、少なくとも特区において、日本料理以外の分野でも「10年以上の実務経験」を経ることなく料理人として就労できることとなるよう、対応案を示すこと。

(4) ファッション・デザイン分野

経済産業省から示された、次の外国人材の在留が可能となるよう、関係省庁の間で早急に協議したうえで、対応案を本ワーキンググループに示すこと。

- ・各種学校に準ずる教育機関として法務大臣告示に基づき「留学生」の受け入れが認められている教育機関の卒業生が、少なくとも特区において、「3年以上の実務経験」などを経ることなく〔在留資格「技術・人文知識・国際業務」で〕活動できるようにする。
- ・デザイン以外の学科で一定のもの（例、工学系大学）を卒業した外国人材がデザイン分野の企業で就労できることを明確にする。
- ・デザイン分野のうち「服飾若しくは室内装飾」以外の分野の外国人材でも在留資格「技術・人文知識・国際業務」で就労できるよう基準を明確化すること。
- ・学位取得又は10年以上の実務経験といった形式上の要件を満たさなくても、一定の受賞歴などがある場合に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で活動できるよう基準等を見直すこと。

《参考》平成27年10月20日 第16回国家戦略特区諮問会議 総理発言（抜粋）

「外国人を積極的に受け入れ、地方創生の加速化を図る自治体の先行的取組を後押ししていかなくてはなりません。このため、入国管理の迅速化を進める。日本のアニメ、和食、デザイン、ファッションなどを学びに来た留学生が、日本で本格的な実務経験を積むための就業許可の基準が明確になるよう、総合的に在留資格を見直します。」

以上